

(意見書案第 13 号)

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、教職員の超勤解消と「30 人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書

義務教育国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている。また、平成 29 年度文科省予算では、財務省が主張する「少子化による基礎定数削減に加えて加配定数の削減」に一定の歯止めをかけたものの、10 年間の教職員定数改善計画の 29,760 人（初年度分 3,060 人）は見送られ、「通級による指導」「外国人児童生徒等の指導」などを行う教員等の基礎定数化と加配定数による 868 人の増員にとどまった。連合総研の報告によると、教職員の 7～8 割が、厚労省の月の時間外労働過労死ライン 80 時間を超えていることが明らかとなっている。子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員の多忙と超勤実態を解消することは必要であり喫緊の課題である。そのためには、働き方改革の一環である「時間外労働の上限規制」に公立学校教員を含む地方公務員も対象とすることや、義務標準法の改正を伴う抜本的な「教職員定数の改善」と「学級基準編成の制度改正」及び「30 人以下学級」の早期実現が必要である。

OECD の発表によると、2013 年度日本の GDP 比に占める教育機関への公的支出の割合は 3.2% と、依然として平均の 4.5% を大きく下回り、加盟 33 カ国中ワースト 2 位という状況になっている。その一方で、子ども一人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあるなど、日本の教育にかかわる公的支出の貧困さは明らかである。また、厚労省から発表された平成 24 年度の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は 16.3% と約 6 人に 1 人、ひとり親家庭に至っては 54.6% と 2 人に 1 人以上となっている。このような状況にあるにもかかわらず、教育現場では、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費を初め、校舎等の修繕費が P T A 会計などの私費から支出されている実態や、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどを初めとする教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても、自治体においてその措置に格差が生じている。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪、「高校授業料無償制度」への所得制限、家庭の貧困から教育ローンともいえる有利子の「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」が崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっている。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有している。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要である。

よって、これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 2 分の 1 への復元、教職員定数改善など、以下の項目について地方自治法第 99 条にもとづき、教育予算の確保・拡充・就学保障の充実を図るよう強く要望する。

## 記

- 1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とすること。また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を 2 分の 1 に復元すること。
- 2 「30 人以下学級」の早期実現に向けて、小学校 1 年生～中学校 3 年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するための、義務標準法改正を伴う計画的な教

職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のために、必要な予算の確保・拡充を図ること。

- 3 給食費、修学旅行費、教材費などの保護者負担の解消や、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。
- 4 就学支援制度・奨学金制度の拡充、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。
- 5 働き方改革の一環である「長時間労働の是正」に関して、教職員の多忙と超勤の実態解消に向けた、より実効ある対策を早期に実現すること。
- 6 高校授業料無償制度への所得制限撤廃、及び、朝鮮学校の授業料無償化適用除外の撤回を実現すること。
- 7 教育諸課題の解決に向けた人材確保が重要であり、子どもたちの最大の教育条件である教職員の勤務条件、給与水準を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月23日

釧路市議会

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
総務大臣		
文部科学大臣		
内閣府特命担当大臣(地方創生規制改革)		